一般財形預金規定

(2020年4月1日現在)



1. (預入れの方法等)

- (1)この預金は、勤労者財産形成貯蓄制度の適用を受ける課税口座に (2)この預金は、勤力省別性が成別電間度の過程を入りる時代に生に、 3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預 金者の給与から天引きして預入れるものとします。 (2)この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金 給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるもの

- (3)この預金の預入れは、1回100円以上とします。 (4)この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回 以上書面により通知します。

- 2. (預金の種類、総続方法) (1)この預金は、預入れのつど預入日の5年後の応答日を満期日とす る1口の財形専用定期預金としてお預りします
- (2)満期日にその元利金の合計額をもって、前回と同様の財形専用定期預金に自動的に継続します。 (3)前項の継続にあたり、満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の財形専用定期預 金に自動的に継続します。
- (4)継続された預金についても前2項と同様とします。

3. (預金の支払時期)

この預金の全部あるいは一部は、必要に応じて支払います。ただ 、預入日(継続をしたときはその継続日)の1か月後の応当日前 での一部支払いはできません。

- (マの一部文払いはできません。

 4. (利息)
 (1)この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日 (継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日 (継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示の預金利率表記載の利率によって6か月複利の方法で計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてはその預入日 (すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適田します。 から適用します。
- から適用します。 (2)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合または第 5条第5の規定により解約する場合には、その利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日)から解約日(一部支払いのとき は一部支払日)の前日までの期間について預入日(継続をしたと きはその継続日)現在の預入期間別利率によって計算します。た だし、預入日(継続をしたときはその継続日)の1か月後の応当 日前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率によって 計算します。預入日(継続をしたときはその継続日)の6か月後 の応当日後に解約または一部支払いする場合の利息は、6か月複 利の方法で計覧します。 利の方法で計算します。
- (3)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算 します
- (4)この預金が、勤労者財産形成貯蓄制度の適用外になったと当行が みなした場合は、当行所定の利率に変更します。

5. (預金の解約)

- 、、。)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前 の解約はできません。

- の解約はできません。
 (2)この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成預金契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。
 (3)この預金の一部を支払う場合も、第1項と同様とします。
 (4)前3項の払戻しの手順に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
 (5)次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる書に通知することによりこの預金口座を解約することができるも当たします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5

 - でしたことが刊明した場合 ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋 等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に 該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有す

 - 1. 暴力団員等か経宮を文配していると認められる関係を有すること
 3. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 2. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 9. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関等をしていると認められる関係を有すること
 7. 24日または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と C
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも 該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為

 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行
 - 7月 回説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

6. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合に は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって 当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭 表判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。 (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合に
- は、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当 店に届け出てください
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任 意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店 に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当 店に届け出てください
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負い ません

(届出事項の変更・契約の証の再発行等)

- (1) この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店
- の間の周山東郊に入る。 に届出てください。 (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を 負いません。
- (3)この契約の証または、印章を失った場合のこの預金の元利金の支 払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行い ます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めること があります。
- (4)当行にお持ちの口座の通帳、証書、契約の証、各種カードを再発 行する場合には、当行に過失がある場合を除き、当行所定の手数 料をいただきます
- 行きいたにより。 (5)預金に座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出てください。

8. (印鑑照合)

戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求するこ とができます

- とができます。
 9. (盗取された契約の証による払戻し等)
 (1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求するこ とができます
 - ①契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行

 - 金人を持める出版によりないでありません。当日への過程が行われていること②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示している
- にあったことか推測される事実を確認できるものを示していること

 (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額および手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てん対象額の4分の3に相当する金額(以下「補てん対象額の4分の3に相当する金額でした。当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があること相当する金額を補てんするものとします。
 (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、当行は補てんしません。
 (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が記明した場合には、当行は補てんしません。
 ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当することとと当行が当該収戻しが行われたこととの親族、同居の親族を行っている家政婦など。)によって行われた場合

 ○質金者が、被害状況についての当行れ対する説明において、重要な事項についての当行れた対合のによって行われた場合
 ②契約の証の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して金者さも言うといて第1項を表の記しによっている場合には、この払戻しを行った場合には、当該領金について預金者が、当該預金において、第1項を基づく補よ人の当該できません。また、預金者が、当該社長とを受けた限度において、当該預金にかかる払戻請求権は人とを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権に消滅します。
 (5)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行はにより不正正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する (2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場

損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとしま

10. (譲渡・質入れの禁止)

- (1)この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできま
- (2)当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当行 所定の書式により行います。

11. (契約の証の有効期限)

この口座の預金機高がなくなり2年以上経過した場合は、この契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- 2. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
 (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
 (2)前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

 ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうま、契約の証は届出印を押
- 相報地は充当の順序方法を指定のうえ、契約の間へますの債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、契約の記は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相 殺されるものとします
- ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法に
- ②前方のルコンヨになって、「別日には、コロールストリ充当いたします。 ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状况等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとし
 - ます。 ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行 に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するも のとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算について は、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、 料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限
- 料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限 前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当 行の定めによるものとします。 (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算 実行時の相場を適用するものとします。 (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続 について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。 ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の 制限がある場合においてよ相殺するアレができるものレしませ、 制限がある場合においても相殺することができるものとします。 13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第5条第5項各号のいずれにも該当しない場合に 開設および利用をすることができ、第5条第5項各号の一にでも該当 する場合には、当行はこの預金口座の開設および利用をお断りする ものとします

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他 相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの 掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものと します。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるもの とします。